

障害者による文化芸術活動の推進業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月2日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

障害者による文化芸術活動の推進業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するもの。

2 業務の概要

- (1) 委託名 障害者による文化芸術活動の推進業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書(案)のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金(契約金額の10/100以上の額)
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)に登載され、「役務」部門の業種「イベント」業種細区分「イベント」に登録のあること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書(案)等の交付	公示日～令和8年3月23日(月)
仕様書(案)等に関する質問受付	令和8年3月10日(火)午後1時まで
仕様書(案)等に関する質問回答	令和8年3月11日(水)午後5時までに 岡山市ホームページ上に掲載
企画提案書の提出	公示日～ <u>令和8年3月23日(月)正午まで(必着)</u>
ヒアリングの実施	令和8年3月25日(水)頃の指定する日時
審査結果の通知	ヒアリング後2営業日程度

5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)からダウンロードすること。

ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>)

6 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

(1)受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】障害者による文化芸術活動の推進業務委託」として、岡山市文化振興課へ提出すること。

電子メール:bunkashinkou@city.okayama.jp

(2)回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)へ掲載する。

7 企画提案書の提出

(1)提出方法

岡山市文化振興課宛に、「障害者による文化芸術活動の推進業務 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

※郵送後は必ず電話により受取の確認を行うこと。

(2)提出書類

①参加申請書(様式1)

②企画提案書(様式及び書式は自由、カラー印刷、A4判)

下記事項について提案すること。

ア 業務趣旨の理解・認識

・仕様書(案)及び別添資料「令和 7(2025)年度の事業経過」を踏まえ、当事業に対する理解及び認識、推進方針等について記述すること。

イ 実施内容

・仕様書(案)「4 業務内容」に記載の各業務の実施内容について、当業務の趣旨等を踏まえ、具体的に記述すること。

(ア)障害者アートイベントの開催

(イ)障害者アート展の開催

(ウ)障害者による文化芸術活動の推進コミュニティの構築

(エ)岡山市公用車アトラッピングの実施

ウ 類似業務の受託等実績

・過去3年間(令和5年以降)の障害者のアート活動支援に関する業務など本委託業務に類似する実績(3件まで)について、発注者、受託業務名称、受託期間、契約金額及び業務概要を記述すること。また、その実績が本委託業務の実施に有効であることの理由を記述すること。

・再委託先の実績を記載することも可能とする。その場合、提案者と合わせて3件まで記載するこ

と。

・当実績については、受託したものでも自らが実施したのも可とする。

エ 業務実施体制

・業務責任者及び業務担当者を明確にし、氏名、役職、職務履歴及び今年度の手持ち業務等を具体的に記述すること。

・再委託先がある場合は、その役割を明確にし、担当者の氏名、所属、役職、職務履歴等を具体的に記述すること。

オ 業務実施スケジュール

・業務の遂行の実現性を確認するため、現時点で想定している業務実施についての年間スケジュール表を作成すること。

③見積書(様式は自由)

・経費について、詳細な項目、内訳、金額等を全て記述すること。

・見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税を含む)を別々に記載し、合計金額を明記すること。

(3)提出部数

・社名、代表者印のあるもの1部(正本)

・社名、代表者印のないもの5部(副本)

・副本の電子ファイル 1部

記録媒体は、USBフラッシュドライブ(USBメモリ)等とする。なお、マイクロソフトオフィス2019で閲覧可能なファイルとすること。

※「企画提案書」の副本は、事業者名、提案者名の記載は行わないこと。

※「企画提案書」の項目欄には、提案者が判別できるような記載等は行わないこと。

(4)注意事項

①連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)を記入すること。

②仕様書(案)等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。

③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも受理しない。

④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

8 特定方法等

(1)審査体制

文化芸術の推進に関する業務委託企画競争委員会(以下「委員会」という。)で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。

(2)審査方法

①委員会は、提出書類を用いたヒアリングにより、審査項目について審査を行う。

②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。

③審査の結果、審査員の平均点が60点を下回る提案については、特定しない。

(3)ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき20分程度。詳細な日時、場所については後日知らせる。

(4) 評価基準

(別紙)「障害者による文化芸術活動の推進業務委託に係る評価基準」のとおり。

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1)提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2)提出された提案書等は、審査以外には使用しない。
- (3)特定しなかった提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4)提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5)提案書は、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6)この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容(予定)価格ではない。
- (7)この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8)契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課(岡山市役所本庁舎7階)

担当:松田(まつだ)、大賀(おおが)

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話:(086)803-1054

電子メール:bunkashinkou@city.okayama.jp